

広島県選挙管理委員会告示第四十号

令和四年四月二十四日執行の広島県議会議員山県郡選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することができる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

令和四年四月十五日

金 額 五、五七七、五〇〇円 広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明